

横浜市立南希望が丘中学校
部活動活動方針
(南希中部活動ガイドライン)



○活動の喜び、楽しさ、厳しさを味わいながら、ルールやマナーを学び、「知」「徳」「体」のバランスの取れた心身の成長を促進するとともに、21世紀を生きる力を育む。

横浜市立南希望が丘中学校 部活動活動方針(南希中部活動ガイドライン)

本校では部活動を生徒の健全な心身の成長を促すことができる学校教育の一環として捉え、「横浜市立学校部活動ガイドライン」に則り、生徒と教職員の調和のとれた生活の中で行われることをねらいとする。

そのねらいにもとづき、教職員、及び部活動指導員は、生徒の人間的な成長を第一にし、個に応じた指導を行っていく。また、行き過ぎた勝利至上主義を否定し、生徒が過度な活動による疲労の蓄積や意欲の喪失(バーンアウト)がないようにするとともに、指導者は「プレーヤーファースト」を厳守し、感情的な指導、生徒の人格を否定する言動、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、体罰や暴力行為は絶対に行わない。

1. 部活動の目標「挑戦・発信・錬磨」

○活動の喜び、楽しさ、厳しさを味わいながら、ルールやマナーを学び、「知」「徳」「体」のバランスの取れた心身の成長を促進するとともに、21世紀を生きる力を育む。

- ・生徒の興味・関心に基づく教育活動と位置づけ、活動を通して生徒自らが、課題を見つけ主体的に判断し、創造的かつ何事にも自ら進んで取り組む態度を養う(挑戦)。
- ・目的意識をもって活動することで、生徒相互がコミュニケーションを密にし、望ましい人間関係を育てる(発信)。
- ・異年齢集団による特性を十分に生かしながら互いに切磋琢磨し、個性の伸長や技能の向上を目指すとともに、リーダー性や社会性を養い、生涯学習につなげる等、自己の生き方を考える上での一助とする(錬磨)。

2. 部活動の設置

- ・原則、活動を希望する生徒、及び顧問がいることを部活動設置の条件とする。
- ・設置部活動一覧(2022年現在)

運動部 8		文化部 3
サッカー〔男女〕(グラウンド)	バスケットボール〔男女〕(体育館)	吹奏楽部〔男女〕
野 球〔男女〕(グラウンド)	バレーボール〔女子〕(体育館)	華道部〔男女〕
陸 上〔男女〕(グラウンド)	バドミントン〔男子〕(体育館)	美術部〔男女〕
ソフトテニス〔女子〕(テニスコート)	卓 球〔男女〕(武道場)	

3. 部活動の運営

(1)部活動の運営方針

- ・文化的、体育的な活動を主として、顧問教師の指導の下、全教職員及び部活動指導員、地域の人々等の積極的な協力を得ながら、活動を進める。
- ・生涯学習につながる学習活動の1つとして実施する。

(2)部活動の設置・存続について

- ・2022年度現在、運動部については、現在開設されている部を維持していくこととする。よって、新しい運動部は原則設置しない。文化部については、活動場所などを考慮し、生徒及び教職員の希望があれば、新たな部活動設置を検討する。
- ・開設されている部の継続については、毎年2月末に顧問会で検討する。
- ・原則として存続人数は5名とする。5名未満の場合は、休部または廃部を検討する。

(3)部活動運営組織

①部活動顧問会

- ・本校教職員、部活動指導員で構成され、本校部活動の1年間の活動方針等を決定、周知する。
- ・部活動顧問会の代表等は、部活動顧問の輪番とする。

②各部活動保護者会

- ・各部活動は、それぞれ各部活動ごとに保護者会を組織する。

③部活振興会

- ・振興会員は、本校に在籍する生徒の保護者であって、本会の趣旨に賛同する保護者とする。

(4)部費

- ・年額7,000円をめやすに必要に応じて学校長の許可のもと、各部で部費を徴収することができる。
- ・部費は単年度決算とし、校長、保護者の代表に監査を受けた後、会計報告を部活動に在籍する保護者に配布する。

(5)生徒の入部・退部

- ・希望生徒と保護者が所定の用紙により申込み、担任の了解のもと、顧問が本人の意思を確認した上で入部が認められる。入部は3年間継続することを原則とする。
- ・退部を希望する時は、保護者が所定の用紙にその理由を明記し、担任の了解のもと、顧問に提出し、承認されたときに退部となる。
- ・2、3年の部員については、顧問の了解のもと、新年度に継続届を提出する。
- ・顧問が指導困難と思われる生徒に対しては、保護者にその旨を通知したのちに担任の了解のもと退部させることができる。

(6)活動計画

- ・部活動顧問は、年度当初に各部活動年間活動方針・活動計画（活動日・休養日・大会参加予定等）を作成し、校長に提出する。また、部活動生徒・保護者へも周知する。
- ・部活動顧問は、毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。部活動生徒・保護者へも周知する。

(7)活動

- ・「横浜市立学校部活動ガイドライン」に則って、活動する。

①活動時間 ・平日2時間程度 ・休日3時間程度

②休養日 ・週平日1日以上 ・土日1日以上

③平日の活動

- ・朝練習は7時20分を集合時間とし、活動開始時間を7時30分以降とする。なお、顧問不在の場合、活動することができない。
- ・放課後の活動は、完全下校15分前までとする。（その時間にチャイムがなる）
- ・各季節での最終下校時刻は以下の通りとする。

最終下校時刻	時期	
17:00	11月1日 ~ 1月31日	
17:30	9月下旬 ~ 10月31日	2月1日~卒業式まで
18:00	卒業式後 ~ 9月下旬	

④休日の活動

- ・顧問が不在の場合、活動することができない。

⑤土日祝日に大会等がある場合

- ・大会日程の関係で、土日祝日に休養日が設けられない場合、平日にその振替日を設定する。
- ・大会等が近い場合は、土日祝日の練習を、特別に大会の2週間前から続けて行うことができる。しかし、その場合は、月曜日を休養日に設定しなければならない。

⑥定期試験前の活動

- ・中間、期末試験3日前より活動を停止する。但し、各部活動独自で計画に応じて停止することもできる。

⑦特別残留

- ・定期試験3日前、試験中(最終日を除く)、会議、職員研修等で放課後残留がない日が公式戦等大会前1週間前の場合、校長の承認、及び部活動保護者の了解があれば特別残留にて部活動を行うことができる。
- ・特別残留を希望する場合は、前日までに保護者の了解、校長の承認を受け、当日の朝の打ち合わせで教職員全体に対して告知する。
- ・試験前及び試験中は、生徒の負担を考え、最低限の活動時間とする。

⑧長期休業中

- ・閉庁日は、原則活動はしない。
- ・夏季休業中に限り、活動設定時間を7時～18時30分とする。
- ・顧問が日直で活動場所に行けない場合、部活動を行うことができない。
- ・夏季休業時の高温多湿時の活動については、横浜市立学校熱中症ガイドラインに則る。また、活動時には生徒の健康管理には十分に注意し、こまめな水分・塩分の補給、休憩時間の確保等熱中症対策を十分に施す。

⑨合宿等の実施

- ・大会等県外遠征、合宿等を計画する場合は、校長の許可を得て、教育委員会に行事届を提出する。
- ・実施については、内容を十分に精査し、保護者の了解を得て、経済面など保護者の負担が過度にならないよう十分に考慮する。

⑩活動中の服装・荷物

- ・活動時の服装は、学校で指定されている標準服、ジャージ、体操着、または各部活動で決められているものとする。
- ・平日の活動時の荷物は活動場所に持参し、校舎内を使用しない部活動の生徒は活動中及び活動終了後の下校時に校舎内には戻らないようにする。
- ・休祝日の活動時の荷物は、活動場所で管理する。

⑪登下校

- ・部活動時の登下校は、部活動の一員としての自覚をもち、マナーを守り、交通の迷惑にならないよう十分注意する。
- ・部活動時の自転車での登校は一切認めない。また、校外への遠征時も同様である。

⑫試合等引率

- ・原則横浜市立中学校体育連盟の規約に則る。
- ・できるだけ複数の教職員及び部活動指導員で引率をする。